

○南知多町職員等の公益通報に関する規程

平成23年3月31日訓令第1号

改正

平成24年3月28日訓令第2号

平成24年7月15日訓令第6号

平成24年11月1日訓令第7号

平成27年3月25日訓令第1号

令和3年3月26日規程第2号

令和4年6月1日訓令第6号

南知多町職員等の公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、町政の適法かつ公正な運営を推進し、もって町政に対する町民の信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本町（以下「町」という。）の職員（次号ウにおいて「一般職の職員」という。）をいう。

(2) 職員等 職員及び次に掲げる者をいう。

ア 町から委託を受けた事務に従事している者

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する公の施設の管理に関する業務に従事している者

ウ 第5条第1項の規定に基づく公益通報の日前1年以内に一般職の職員又はア及びイのいずれかの者であった者

(3) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則、規程等をいう。

(4) 通報対象事実 法令に違反し、若しくは違反するおそれのある事実又は町民等の生命、身体、財産その他の利益若しくは生活環境を害し、若しくは重大な影響を与えるおそれのある事実をいう。

(5) 公益通報 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、職員等が総務課長

又は通報窓口に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行われる通報（以下「違法通報」という。）を除く。

（6） 公益通報者 公益通報をした職員等をいう。

（7） 公益通報相談員 職員等からの公益通報を受けるために設置する弁護士の資格を有する相談員をいう。

（通報窓口の設置）

第3条 公益通報の受付等を行うための窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課に設置する。

2 通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

（1） 公益通報の受付に関すること。

（2） 通報対象事実に係る事務を所掌する部署（以下「担当部署」という。）との連絡調整に関すること。

（3） 公益通報の相談に関すること。

3 通報窓口の担当者は、総務課長が指名する。

（公益通報処理従事者の義務）

第4条 公益通報の処理に従事する職員又は従事していた職員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 公益通報の処理に従事する職員は、自己の従事する業務に關係する公益通報の処理に関与してはならない。

（公益通報）

第5条 職員等は、職務上の行為又は町の行政運営に関し、通報対象事実があると思料するときは、公益通報をすることができる。

2 職員等は、違法通報をしてはならない。

（公益通報者の責務）

第6条 公益通報者は、客観的かつ具体的な根拠に基づき、次に掲げる事項を明らかにして誠実に通報を行うとともに、個人又は団体の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

（1） 発生日時

（2） 発生場所

（3） 通報対象事実の具体的な内容

（4） 通報対象事実を裏付ける証拠等とその具体的な内容

2 公益通報者は、総務課長又は通報窓口あての通報は、内部公益通報書（様式第1号）、電子メール又は面談により、公益通報相談員あての通報は、文書により行うものとし、原則として実名によるものとする。ただし、通報対象事実があることについて客観的に証明できる資料がある場合は、実名によらないことができる。

（違法通報者の処分等）

第7条 任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）は、必要があると認めるときは、違法通報を行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

2 町長以外の任命権者は、違法通報を行った者の処分等を行ったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

（公益通報の受付）

第8条 公益通報を受け付けるときは、公益通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報の内容となる事実を把握するとともに、公益通報者に対する不利益な取扱いのない旨及び公益通報者の秘密は保持される旨を当該公益通報者に説明するものとする。

2 公益通報を受け付けるときは、個室で面談する等公益通報者の秘密の保持に配慮するとともに、公益通報の内容の趣旨の確認に努めるものとする。ただし、通報された事実等の内容が、私的な理由又は不正な意図によるものと認められる場合は、これを受け付けない。

3 公益通報相談員は、公益通報を受けたときは、速やかに総務課長に報告しなければならない。

4 総務課長は、通報窓口を経た場合を含め、公益通報を受け付けたときは、速やかにその概要及び当該公益通報に係る受理又は不受理の判断を、内部公益通報報告書（様式第2号）により、副町長を経て町長に報告しなければならない。

（公益通報の受理）

第9条 町長は、公益通報を受理すると決定したときは受理した旨を、受理しないと決定したときは不受理とした旨及びその理由を、内部公益通報受理・不受理通知書（様式第3号）により、遅滞なく公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による公益通報者及び通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

（公益通報委員会の設置）

第10条 公益通報に係る事案を適切に処理するため、南知多町公益通報委員会（以下「公益通報委員会」という。）を設置する。

（公益通報委員会の所掌事務）

第11条 公益通報委員会は、公益通報の調査及び報告に関する事務を所掌する。

(公益通報委員会の組織)

第12条 公益通報委員会は、委員長及び委員8人をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長、総務部長、建設経済部長、厚生部長、教育部長、総務課長及び公益通報相談員をもって充てる。

(公益通報委員会委員長の職務)

第13条 委員長は、公益通報委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(公益通報委員会の会議)

第14条 公益通報委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員は、自らに関する公益通報事案については、公益通報委員会に出席することができない。
- 3 公益通報委員会は、必要があると認めるときは、公益通報者その他の関係者から事情を聴くことができる。

(公益通報委員会の庶務)

第15条 公益通報委員会の庶務は、総務課において処理する。

(調査の実施)

第16条 公益通報委員会は、必要があると認めるときは、通報対象事実について調査するものとする。

- 2 公益通報委員会は、前項の規定による調査を担当部署の長その他委員長が指名する職員（以下「調査員」という。）に行わせることができるものとする。
- 3 前項に規定する調査員は、第1項の規定による調査を行うときは、他の職員等に公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。
- 4 調査員は、調査が終了したときは、調査結果を内部公益通報調査報告書（様式第4号）により、公益通報委員会に報告しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料がある場合は、調査報告書に添付するものとする。

(調査結果の報告等)

第17条 公益通報委員会は、前条の規定による調査結果の審議を行い、法令違反等の事実があると認められるときはその旨を、法令違反等の事実が認められなかったとき又は調査を尽くしても法令違反等の事実の存否が判明しないときはその旨を、内部公益通報調査結果報告書（様式第5号）

により、町長に報告しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料がある場合は、調査結果報告書に添付するものとする。

2 町長は、他の任命権者に係る公益通報事案については、前項の調査結果を、当該調査結果の内容を証する資料とともに、当該任命権者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の調査結果に基づき、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、公益通報者に対し、内部公益通報調査結果及び措置通知書（様式第6号）により、遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による公益通報者及び通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

（是正措置等）

第18条 任命権者は、公益通報委員会の審議の結果、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止等（以下「是正措置等」という。）を講ずるとともに、必要があると認めるときは、関係者の懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

2 町長以外の任命権者は、是正措置等を講じたとき及び関係者の懲戒処分その他適切な措置をとったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

3 町長は、是正措置等を講じたときは、その内容について、適切な法令執行の確保並びに利害関係人の信用、名誉、プライバシー及び営業上の秘密等に配慮しつつ、公益通報者に対し、内部公益通報調査結果及び措置通知書により、遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による公益通報者及び通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

4 前条第3項の規定する通知は、前項に規定する通知と併せて行うことができるものとする。

（是正措置等に係る実効性の確保）

第19条 任命権者は、公益通報に係る事案の処理終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置を講ずるよう努めなければならない。

（公益通報者等の保護）

第20条 任命権者は、公益通報者又は公益通報に係る相談をした職員等（以下「公益通報者等」という。）に対し、公益通報又は公益通報に係る相談（以下「通報又は相談」という。）をしたことを理由として、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 任命権者は、公益通報者に対し、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行った者があれば、この者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとらなければならない。この場合において、正当な理由がなく、通報又は相談に関する秘密を漏らした者についても、同様とする。

(協力義務)

第21条 職員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査等に誠実に協力しなければならない。

2 任命権者及び職員等は、公益通報に係る事案の処理に関し、他の行政機関その他の公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

(記録等の管理)

第22条 任命権者は、公益通報に係る記録及び関係資料について、公益通報者等の秘密保持に配慮して、当該公益通報に係る事案の処理が終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、公益通報の処理に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月15日訓令第6号）

この訓令は、平成24年7月15日から施行する。

附 則（平成24年11月1日訓令第7号）

この訓令は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規程第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日訓令第6号）

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

内部公益通報書

年 月 日

南知多町長様

氏名					
所属					
連絡先					
違反等の事実の内容	発生日時	年	月	日	午前・午後 時 分
	発生場所				
	通報対象事実の具体的な内容				
	通報対象事実を裏付ける証拠等とその具体的な内容				
違反等の事実に関するものの所属、職名及び氏名又は名称					
通報者の氏名を記入しないときは、その理由					
備考（□欄にチェックをすること。）	(受理・不受理通知、調査結果等) <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要				

添付資料あり 添付資料なし

様式第2号（第8条関係）

内部公益通報報告書

年　月　日

南知多町長 様

総務課長

公益通報がありましたので、次のとおり報告します。

受付日時	年　月　日	午前・午後	時　分	
件名				
受付手段	通報書・電話・ファクシミリ・電子メール・面談			
通報者名	記名	所属 氏名	役職	匿名
通報の概要	1 通報対象者・所属等			
	2 法令違反等の事実の内容(いつ、どこで、どのような)			
	3 法令違反等の事実の確認の方法(予定を含む。)			
	4 証拠資料の有無、提出の可否 証拠資料 あり()・なし 証拠書類の提出 できる・できない			
	5 他に通報内容を知っている者の有無 いる(氏名)・いない			
	6 その他特記事項			
通報者が希望する対応	1 受理又は不受理及び調査結果・措置の報告等 希望する・希望しない			
	2 公益通報者への連絡方法及び連絡先			
受理・不受理の判断	受理する・不受理とする (その理由)			

内部公益通報受理・不受理通知書

第 号

年 月 日

様

南知多町長

印

1 受理の場合

年 月 日に、あなたから受けた通報は、 年
月 日付けで公益通報として受理し、調査を開始しましたので、南知多
町職員等の公益通報に関する規程第9条の規定により、通知します。

2 不受理の場合

年 月 日に、あなたから受けた通知は、次の理由によ
り公益通報とは認められないため、 年 月 日付けで不受理
としましたので、南知多町職員等の公益通報に関する規程第9条の規定に
より、通知します。

(不受理の理由)

様式第4号（第16条関係）

内部公益通報調査報告書

年　月　日

南知多町公益通報委員会委員長 様

調査員

通報のあった事実について、調査が終了したので、南知多町職員等の公益通報に関する規程第16条第4項の規定により、次のとおり報告します。

通報受付日	年　月　日		
件名			
受付者			
受付手段	通報書・電話・電子メール・ファクシミリ・面談		
通報者名	記名	所属	役職
		氏名	
通報の内容			
調査期間	年　月　日から		年　月　日まで
調査の方法	<input type="checkbox"/> 通報者からの情報収集 <input type="checkbox"/> 既に提出されている関係文書の調査 <input type="checkbox"/> 所属上司からの聞き取り <input type="checkbox"/> 関係職員からの聞き取り <input type="checkbox"/> その他 ()		
該当項目の□にチェックをすること。	通報事実の有無	<input type="checkbox"/> 通報事実あり	<input type="checkbox"/> 通報事実なし
調査の結果			
特記事項			

内部公益通報調査結果報告書

年　月　日

南知多町長 様

南知多町公益通報委員会委員長

通報のあった事実について、調査結果の審議を行ったので、南知多町職員等の公益通報に関する規程第17条第1項の規定により、次のとおり報告します。

受付日	年　月　日		
件名			
通報者名	記 名	所属	役職
		氏名	
通報の内容			
調査の結果	通報事実 の有無	<input type="checkbox"/> 通報事実あり	<input type="checkbox"/> 通報事実なし
その他			
特記事項			

様式第6号（第17条・第18条関係）

内部公益通報調査結果及び措置通知書

第 号

年 月 日

様

南知多町長

印

通報のありました事実について、南知多町職員等の公益通報に関する規程(第17条第3項・第18条第3項)の規定により、(調査結果を・是正措置を講じたので)次のとおり通知します。

通報受理年月日	年 月 日	
件名		
調査期間	年 月 日から	年 月 日まで
調査の結果	通報事実の有無	<input type="checkbox"/> 通報事実あり <input type="checkbox"/> 通報事実なし
措置の内容		
その他参考事項		